

#2593D

Immunized by HIBERU TAKEEDA
Date started Sept 10, 1946
Date finished
Certificate

極秘

陸軍省

陸軍省總參謀本部

情報局

ワシントン 二五、D.C.

Y.G.

別紙複字字真

一九四六年昭和二十一年七月二十四日

私ハ本書ヨリ日本ノ電文~~部~~真~~字~~字~~字~~真~~ハ~~

電氣又ハ物理的手段ニヨリテ横取サレ 陸海軍省

ノ熟練セル職員ニ解読^{コリ} 翻訳サレテモノテアル^{コト}ト云

西洋人ニトシテ日本~~語~~ヲ的確ニ翻訳スル事カ

人カテ可能ナシ 限リニ於テ私ソ且知モヨク知リ

且ツ信スル所デハコレハ正確ヲ信憑スベキモノデアリ

#2573D

1

2

事 ~~務~~ 证明改シマス。

CARTER W. CLARKE (5050)

總參謀部 ~~部~~ 陸軍 大佐

Doc. 2593 C

一九三三

文四
checked by akita

機密

究 慶 東

究 慶 東

一九

塔

水

部

軍

令

一

FOR REPRODUCTION

Document No.

2593 C

Translation Section No.

IV

報 在 此 之

的 院 展 半 三 三 行

其 之 抑 制 之 難 查 實 查 之 妙 之 上 之 英 米 其 援 助

對 之 出 來 得 以 樞 軸 國 之 援 助 以 之 上 之 不 必 專

一九七三一

機密

発 廣東

宛 東京

一九四一年 / 昭和十六年 / 七月十四日

紫

才二五五号

部内機密

余、才二五三号の関シ

当

附試言

軍部部長ヨリ大使館員宛、通報在、如シ

一、近次、總動員令ハ日本、自然的発展並ニ之ヲ遂行

セトスル 抑制シ難キ意本ヲ好ゲントスル 英米、支援ニ

対シ出来得ルハ樞軸國、援助ヲ以テサモテスル必要

矢内訳

Checked by AFSA

際ハハ独力ヲ以テ 終止符ヲウタニトスル 日本ノ 陣キ決意

ト出来得ハハ樞軸側ノ 支援ノ下ニ 但シ必要ノ場合ハ 獨力ヲ以テ之ヲ遂行セン

ヲ 表明セリ。 出征軍ニ対シ 正奴食 應 供シタリ。 彼等

ニ 決別ヲ告ゲタリヌル 形式的ナルニトハ 廢止セラレタリ。 何ト

ナレバ 吾々ハ 日本人民ノ 感情ヲ 痛クノ 感動サセルニトテ

欲セズ 且 吾々ハ 新ニキ 戦争ニ對シ 冷靜ニ 能ク

ヲ 持ツテ 臨マント 欲スルガ 故ナリ。

二、佛領印度支那 占領ノ 吾ガ 直接目的ハ 当地ニ

於テ 吾ガ 目的ヲ 達成スルニ 在リ。

狀勢ノ 適當ナル 時 其處ニ 奇能ヲ 示スルコトナリ。

如何ナル 困難ガ 來クモ 吾等 勇 甲 勇 行セシ

吾々ハ 最後迄 佛領印度支那ヲ 平和的ニ 占領スル

タメニ 努メカセシ、 シカニ 莫ク 抵抗ガ 十カレタナクハ 吾々ハ

不退轉ノ

甚ク刺戟スル

當由ノ

目的

亦ハ小 國際

敢行

勇

決

高

試シテ 場合ニハ

吾々ハ

武カヲ以ツテ之ヲ粉碎シ、中南ヲ占領シ、武嚴令

ヲ施行セヨ。佛領印度支那占領後、吾々ノ

次ノ予定ハ、蘭領印度ニ対シ、最後通牒ヲ発スル

コトナリ。シンガポールノ攻略ノ際ニハ海軍が主役ヲ演ズルナラン。

陸軍ニシテハ、シンガポールノ攻略ニハ一箇師團、蘭領

印度攻略ニハ一箇師團ヲ必要トスルノミナラン。

吾ガ航空力(貴街市) スプラットリー 諸島

Parao / Maize Singapore / Portuguese Timor /
パラオ 精領 ミンゴラ ポルトガルノ4モヤール

並ニ佛領印度支那方面) 並ニ吾ガ潜水艦隊(南

洋ニ在任群島、海南島 並ニ佛領印度支那方面

ノ活動ニ依リ、吾々ハ英米軍勢カ及ビ、何ハカ斗テ吾々

ヲ妨ゲントスル 彼等ノ支援ノ能力ヲ徹底的ニ粉碎セン

三、^{ハッ}間モナリ 佛^{セント}領印度支那ヲ占領スルガキ部隊ハ

第三十五軍團(一軍團ハ四十師團ヨリ成ル)ト

南支^諸部隊ヨリ成リ 飛行機 戦車 曲射砲ヲ以ツテ

特殊任務ヲ課セラレバキ 第三軍團^{トシテ} 再編成

セラルルナキニ。 飯田將軍(先通 報ニ於テ述ハタル

飯田部隊ハ 西村分遣隊ニ変更セラレタリ)ハ司令部ニ^職

就^{ハレ}クサキト。 又軍總司令部ハ西貢ニ置^設カレルガアヒク

アラユル^備進ハ完了セリ。 船^備賃ハ支拂^済ハ同モナリ。

当地ヨリ^{セラルバシ}悉スルナキ。

J/US 佛領印度支那陸 NEI

ハ 利^利用^不可^能ナキ

訳 七一—九—四—(五)

IV

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

5 Sept.

,1946

TO : TRANSLATION CONTROL

Attached is Document No. 2593 G for Onoto

Arrange for translation as follows:

Eng. to Jap. of attached photostat which is Item 2 from a collection of photostats of Jap. Govt. messages intercepted, decrypted, and translated by War and Navy Dept. personnel, and is telegram #255 from Canton to Tokyo, 14 July 41.

Mark as 2593 G, Item 2.

MISS KONIG: Return Item 2 to Lt. Ohberg's office.

*no original in Doc. File.
Please translate E to J*

500
(NOTE: DO NOT REMOVE FROM ATTACHED MATERIAL)

25937041

Translated by:
K. KAWIWARA
Date started:
Sept. 10, 1946
Date finished:
Sept. 10, "

バンコック 及元
東京 二死

一九四一年(昭和十六年)十一月二十五日

(緊)

第八四九号 (二部ヨリ成ル。完結部)

帝國が南方進出ニ決然シル行動ヲ採ル場合ニハ

交戦国 權利ノ行使トシテ 君主ト臣民ノ關係ヲ

明白ニスルコトガ 勿論 必要トナル。 一方ニ於テ

又水國ヲ我ガ陳兵ニ 引入レルコトガ 絶対ニ必要ト

ナル。 滯電 第八三四号 ^{ニテ} 報告 ^{セシ} 通リ

ビ^コア^レト^レト 私^トノ 會談ハ 第一ノ 動機トシテ

~~手~~ 始メラシ、 若シ日本が 終極ニ於テ

共同防衛ノ提議ヲ為セバ 下記ノ

#2593D

2

三點ハ特ニ明確ニサレ而シテ泰北國ノ自主的ニ

我方ト協働ス可ク態度ヲ採ラシムル必要アリ。

(一) ビルマ¹及「マレー」ヲ^改政^政スル^ス場合ニハ泰北國ノ

領土的主權ヲ一時侵奪スルコトアルハ勿論ナルモ、

然レ我方目的ノ達成セシメ後ハ直ニ返還^{直ニ}スル^{直ニ}

ヲ爲シ而シテ泰北國ノ独立ハ泰北國ノ中立ヲ保持

シテ居ル^モ || 現在ヨリ^モ一層^モ尊重サシム可シ。

(二) 泰北國カ日本^ニ對シ^シ積極的ニ協力スル場合ニハ

泰北國ノ沿邊地ハ關係地域ノ中ニ取扱サレハ

充分ナル保證が與ヘラレル可シ。

(三) 泰北國ノ^ニ資^ニ産^ニ性^ニガ^ニ英^ニ用^ニヲ^ニ東^ニ結^ニサ^ニル^ニ場^ニ合^ニニ^ハ

泰北國貨幣ノ價值ハ大ナル変動ヲ来タスモ、

#25930

日本ハ田ノ口ク化^の變ノ基礎ヲ

創設スバク十分^ノ資金ヲ流通シ而テ亦石油及

其他ノ重要物資ヲ供給スル^ニ凡テノ考慮ヲ拂^フカ^ス。

略説スレバ、日本ト隣カニヨリ泰國ノ民族的

熱望ガ實現^{サレ}而シテ^{日本ト}不可分ノ關係ニ^{於テ}

獨立國家トシテノ其存在ハ強國トナリ

(三行脱^落)

簡單ナ^ニテ以テ止ナ^ル可能ナル^也 東亞ノ

共榮ト安定トノ目的實現ノ為ニ凡テノ

方法ニテ協カスベク^ト

他方^ニ於テハ^イ中要ヲ要スル詳細ハ^イ秘密保持ニ入記

#25930

申し可し。……

猶、東亞共榮圈ノ建設ト亞細亞民族ノ

解放トヲ其目的トスル日本ノ基本国策ニ

照シテ、吾國ノ主權ガゆゑノ最少限度^{以上}

毀壞サレテ~~ニ~~キニキニキト、独立国家トシテノ、

其立場が直々ニ最後テ維持サレル可キハ去ヲステモナク。

~~……~~ 尚ホ

~~……~~ 又此國民衆ヲ以テハ
嚴格ナル軍規ヲ行使サレネバナラヌ。

又嚴重ナル統制ニヨリ

如何ナル不当利得行為ニモ此ヲ適用スベシ。

25930

シロ本ノ常思也之 浅田總領事 手交シ送達セリ

尚ホ

之レヲ重々確認スル意味ニ於テ貴下ニ対シ又打電

致シタル次ナリ。

※ 入手可能 案 十百三十百付

二五三八九 ID-1 物表

(F) 海軍 船 11/27/41 (SITT)

2593D-40

~~Ref No 1~~

Thout Amagi

September 11 1946

September 11 1946

秘密

ト 野信 伯林 宛

ト 野信 東京 宛

一九四一年/昭和十六年/十二月八日

案(優先的)

弊

第一四三七号 制限配布 湯重米(四三三) 限り配布。和ノ電

報 百四十三(九七)甲 野信

本日(八日)午後一時四私ハ

外務大臣リッパノトロップラ訪問
シ ~~野信~~ 西米利加ニ対シテ独
野信 西米利加ニ対シテ

25930
D-40

~~Page 22~~

直々ニ

逸ト伊太利が正式宣戰布告

書ヲ發布シテ欲シイトノ我友ノ

希望ヲ傳ヘタ。リバンセントロンハ

如何ナル宣戰布告ヲ採レバ独乙国民ニヨキ

印象ヲ兵へ得ルヤト云フコトニツイテ「ヒットラー」ハ目下

總司令部ノ會議ニ於テ協議ノ真最中ニテリ

トリバントロップ「ハ登」尙且貴殿ノ御希望ヲ

「ヒットラー」ニ直々ニ傳ヘ之レカ速行ヲ期セ

ラレル様出来ルコトハ何ンテモスルト言ツタ。

當時「ヒットラー」カ八日ノ朝全独乙海軍

ニ亞米利加ノ艦船ニ接觸スレバ時ト場所

トヲ構ハス之レヲ攻撃セヨトノ司令ヲ

申朝

書院第五九三ノ三九 2543D(39)

Item 45

Child by KUROSA

極秘

東京宛

ワシントン宛

(昭和十六年)

一九四一年十二月七日 発信

紫色(大至急、極重)

公用暗號電信

第九〇七号

待電

第九〇二

件

貴使

日本九州地方自治聯盟政府

成ル可ク國務長官ニ
出得ル事其ノ道相ニ

貴使

本州九州地方自治聯盟政府
七日 午後一時

同
毛澤東ヲ御提出才願
相成

度ニ
出

a' JD 一、第七一四三号 一、日本ノ回答ノ原文

千九百四十四

極秘

一九四一年十二月七日 發信

陸軍省

25937D-38

~~Handwritten signature~~

東京發

宛先 (田代)

一九四一年 昭和十六年 十二月七日

(東京)

田代 才二四九十号 (三ノ才一帝) (才ニ命入平未未未)

十一月十三日 用紙ノ運送會議ニ於テ決定サレル

支那問題ニ関スル 再口策遂行ニ伴フ口際危機

發生スルハ、支那ニ於テ在ノ位置カトラレルテアラウ

(1) 英領租界 | 發令ト同時ニ、之等地區ヲ

現在ノ軍隊人占領ノ接收セン。 併シ 現在ノ 軍隊ヲ

使用シテ、之ノ目的達成ニ 力ヲ加ヘ行ハレルテアラウ。

(4) 上海口際租界 又ハ 北京公使館轄内 |

發令ト共ニ 再軍ハ、之ノ地域ヲ 接收セン 併シ 現在ノ

#2593D
D-38

兵力ヲ超過スルユトナリ。秩序ヲ維持シ混亂

發生ヲ防止シテ、且ニ兵力ヲ振フデアラウ。

亦以上ハ、現在、^{組織}、~~組織~~、トシテ幕僚ノ助力

ニヨリ、又、~~軍費~~ノ重要トスル機同ノ即ア三三ノ

連成セラレシム。

(3) 廈門租界——上巻ト全一手続ヲ

用ヒルデアラウ。

(才ニ部入手不能)

#2593D
D-38

~~東条英機~~

東条英機

宛先 (国策)

大正十四年 / 昭和十六年 十二月七日

(署名)

~~国策~~ 才ニ四九人号 (三ノ才ニ部) (才ニ部八手不承)

日本ニヨル宣戦布告ト同時ニ南京政府ニ参戦ノ

命令ヲ受ケザルニ 日本ト密接ト関係ヲト 絶対ノ

抑力ヲ 保ツベシ 命令ヲ

(10) 我が国ト 密接ト関係維持ニ 当リ 南京

政府ハ 長期 去界戦事ニ 参ル 日本

負担ヲ 軽減ノ 一助トモ ナルノ 士氣ト 組織

後代ニ 指示ヲ 受ケルカラス

#2593D
D-35

(11) 南京政府、協力ヲ通ジ、人民ノ困ニ、今次

昇平ノ真意義、~~宣傳スベク~~且、一般民衆ノ困ニ

平穩ト秩序、維持命令發布スベク、処置ガ

取ラレルコトアラウ。

(12) 支那ノ経済計画ニ関シテ、相互ノ経済的

自利ヲ維持増大目的トシテ、生産力ノ利用、

此亦必日本ト投資、誘致、物産、増産ニ重きが

置カレルコトアラウ。 予、目的、タメニ、各部門ノ力カガ利用

サレルコトアラウ。

註、 南京政府ニ関係セル上、義、~~團~~、~~部~~、~~内~~

ハ、事、一、倍、義、各、按、丁、~~能~~、~~政~~、~~府~~、~~ト~~、~~維~~、~~持~~、~~シ~~、~~續~~、~~ケ~~、~~ル~~、~~コ~~、~~ト~~、~~ア~~、~~ラ~~、~~ウ~~。

2593

D-36

~~Handwritten signature~~

秘

東京(在郷) 卷

ワシントン 一巻

一九四一年 昭和十六年 十二月六日

PA-1K2

オハ八九号

(極秘)

最近ニ於ケル 米軍言 南領 キアナ / 上領

何ト呼バントモ 上領ニアルカ | ハ 今次戦後ニ

於テ 念衆国 / 南米侵略 / オ一例ニアル。ハハナ

抑々ニ照ラシテ 仏 仙領ハ 今ニ上領ヲ 豫期スル。

善隣政策ニ 用シテハ 現在マデハ アル 経済的又ヒ

権 獲

金融的利益ト共ニ 軍事基地又 航空取 / 獲得 /

コトニミシム 用セラレタガ 俾シ 今 事態 / 更ニ 緊迫スル

#2593D

D-36

2

上ハ、今日フーノ事ヲ隣邦合衆國ハ、モ早ク武力行使

ヲ踏踏ニチイデアラウ。遂ニユシモ表向化シ。吾人モ

最ニ嚴重、警戒ヲ要ス。

工、^{佛南西}切定ニ基キ、^{佛南西}吾方ハ、共同防衛ノ事ト、南印佛印

ニ前出シテ。我が足跡ノ事ヲ知ルカバ^中ニ。平氣トアムクノ

奴ヤンカアツキ事ヲ、南印ヤアノヲヒツタケル。其

共同防衛ノカケラ^{若シ}ニ。自^{若シ}己ノ利益ノ人ニ

アメリカ^{諸國トシカガ}ハ用エラハ。ソレヲ大等フデアララタトハ。自ラ

今註明シテ通りデアル。ユシハラテシ^諸アメリカ^諸國ニトシ

テ脅威デアル。トシハ貴官^信ハ。凡ソ^信機會ニ非テ。貴官ノ

派遣セラレタル國ノ以存スヒ人等。合衆國ハ

#2593D

D-36

凶兆

程等ニ取リタド 凶兆ヲ呈スルユトク 印象ヅケラレ友シ。

更ニ 次ノ語トテ 翻直ニ上 本意ニ 込選セラレ友シ。

(1) 南極ヤアトニ 用スル 其以外ニ 我南政府。

ラテンアナル口家又 合衆口固ニ 他ノ 協定 乃至了解

アソヤ・アトスシハ ^{何(ハ)} 甚也 單ヲ注事 ~~何(ハ)~~

其他ニ 半 ソレハ トノ 極ナエカ。

(2) ニ 侵略 略行 有ニ 対スル 是等 派 蓋 口ノ 態度

又ヒ 手 論ノ 趨 勢。

中 節 又 南 半 (アソ) ン ム ヲ ラ ナ 含 ヂ / 全 大 公 伊 ニ

四 五 了 了 了

ワレシトシハ 送 信 海 濟
ワレシトシ カラ 人 オ ヲ タ ワ (送 信) 海 濟

陸 軍 二 五 八 之 八

947

第 二 五 八 之 八 (1)

2593 D (34)
~~How's the weather in Moscow?~~
~~How's the weather in Moscow?~~
Key J. Kwanano

ワシントン (野村) コリ

東京

一九二一年 昭和十六年 十二月二日

此宗 (五五急)

第一二五六号 貴電第一七五号 (註本昭)

早速 電ニ接セル處、右ハ
~~御回答ニ直ニ接セル事、本便ハ勿論本回答ハ~~

切場 講談ト深甚ナル考慮ノ結果、~~右ノ事ト~~ 推測スル
拝察

米國政府ハ本回答ヲ非常ニ重大視シテ居ル。
~~ニ於テ~~ 要アリ。

殊ニ昨日ノ大統領外、昨日ノ声明ヲ察シテ本回答ハ、
以テ新聞方面ニ於テ本件

和戦ヲ決スル 日米間ニ戦事カ否和カ否決定スル 鍵トシテ報道
傳ヘラレ居リ、

又ハ新聞人内ニ為サレテ居ル。米國政府有ル我カ方

振リ (ハ米國政府モ相当用心ト切リ先措置ニ出ラセ
計ラザル處) 回答如何ニ依ラズ

政府ニ於テ復ニ

各結ヲ期セラルルニ於テハ勿論
單ニ交渉ヲ繼續シテ亦善善
我ガ政府ノ事
場合ニ於テモ

市来示

説明ハ、使全量回答カ畢ニ交渉ヲ继续

不心目的ヲ存セラルルニ至ラズ、是方ヲ満足サスニ至

又前記ハ、^{如キ}思心切ク先措置ヲ阻止スルコト

困難ト存セラルルニ付、

現ニ

生来ノハ、アハナカラウカ。ソレ故 十一月十日大

統領ニ提出セル 我ガ損益ハ、明カニ事
カニセシ
示己ガ算ニ有之、

極其慎重其我ガ平和的意圖ヲ表明
カニセシ

振望即ニ以テ、左趣旨ニテ再考ノ上
回答ハ、由被クシテ、依リ居ルハ再考ハ

上、本問題ヲ再考セラルルニ至急
相願ノ度
報 報 報

註 S. I. S. 第二五七ニ至リ、一節即ニ於ケル日本軍

一増強ノ説明

陸軍 千五百九十九

8593 D(33) Menu 36

Translator;
J. Konabayashi

No. 1
Prepared by
ITUPROSAWA

才物了乃二五九三

カ一三十三
才三十一六〇

東京

完
（ミニトン）

一九四二年 昭和十六年 十二月三日

（此系色）

第 一 七 八 号
二 部 二 テ 完 結

電 第 二 二 五 号
（内 二 号）

館 長 符 号 扱
庶 務 課 長

側
当局

1. 明ラカニ米國ハ 我が政府機密紙ニ依リ發表サレテ諸士声明
並ニ輿論ノ動向及我方ノ

及ク南方ノ作戦ハ其軍ノ動靜ト共ニ一般輿論ノ趨キ力ヲ
兵力移動ヲ頻ニ問題トシ右ヲ口實トシテ交渉妥結ニ対ス
事ヲ中心。彼等ハ日米交渉ヲウカケテ解決スル事ヲ

或ハ表ニ居レリ。

我方ノ誠意ニ疑ハル中實ニ其等ノ用キナリ。

我々ハ余ノ通牒ハ八十六号ニ引用シテ東條声明

相ハ往電**第八十六号ノ通牒ニテ

事實ヲ實ニ釋明シ此英譯（之ハ同盟通信

社ニテ作成セラル
機用ニ係リ翻譯ナリ
甚シク不適當ナリシ爲
ハ、原文ト非常ニ違ヒ、従テ

意外ノ反對ヲ期セシメテナカッタ。
御旨ヲ招キタルモト認メラル、次オナリ。

一般輿論ノ指導ニ関シ、本大臣 自ら可成リ、努力
ニ於テ又特ニ苦心セシ

ハナリ。
ヲ拂、キヤル。

國務省ハ、此ノ莫ク、東京駐米大使カ、報
國務省ニ報シ居ル旨ヲ、現ニ「ハル」長官ニ貴電***

告、~~モ、~~ 實際、貴下通牒ナリ、(四ノ) 通リ
改善ヲ認メ

ハ、長官ハ、此ノ方向、好轉シテハ、満足、意ヲ表
シ、~~ハ、~~ 次ナリ。

ハ、然ルニ、
之ヲ拘ル、米新聞、或生、論調ハ、甚ダシク、果シテ、カ

モ、
ラ、~~カ、~~ 殊ニ最近、
ハ、~~カ、~~ 不穩ナル

予、短波、~~機、~~ 放送
ハ、~~カ、~~ 連日、
ハ、~~カ、~~ 交渉、進展ヲ可成

リ、詳細、自由放送シ、ワ、~~カ、~~ 此、會議、記録ニ

ハ、~~カ、~~ 右、明カニ交渉ノ消息

通じたい者ト連絡アルニ非ハバ此種ハ不可能ト認ムルノ
關係スル人々ガ其ヲ放送ト協同シテアルハ明カニ

海軍ナラバ

サモナケレバ放送サレザルノ情報ヲ確得スルコトハ不可能

以外ナキ処、側面ニシテ、我方ノミヲ責

ム。我々、米國ガ己方ノ責ヲ我々ニ批判スルコトハ不

マントスルハ不当ト云フヘシ。

當カシムルハ勝手ナシ。

(カニ部)

等ノ諸國

2. 最近英米機ハ最近ニ至リ、村日軍備ヲ

我方ニ対シ

的態ヲ出デ

同時ニ彼等、最近益々敵對行動ヲ行フ

居リ、

我々變玉自昇

例ヘハ先月二十日一米機ハ台湾南部、
セルコトアリ、

我々ハ此件ニ廣ク二十七日

在京米國大使ニ抗議済ム、其他英米側ガ

米國大使ニ抗議ヲ提出シ、然レ乍ラ其ノ後英人

類似ノニ出テセルコトニ再ニ止マラス。此ノ英人ニ

米國駐在行動ヲ止ムニ徹底スルカ。

此ノ通達也

付三毛

情勢 (機微ナルニ鑑ミ、英米側ニテ抑制方ヲ要ス)

望ヤサルヲ得ザル次第ナリ。

我方対策ハ公ニ立脚シ

3. 十一月二十日提出、我々申出ル正原則ニ基キテ

提案セルモノニテ、此際難局打開ノ最善ノ方策ト

モキカレ。貴下ハ之等原則ガ疑ヒモオス最終ハ

思考スル所以ヲ此上トモ米側ニ譲示アリ度シ。

解決ノ責ヲ負ハ最善ノ機會ヲ提供スルコトヲ再ビ指摘シ

側 我 案ヲ以テ

千載ノ慶 (華米國ガ某度内閣議決ニ於テ我

現存) 一兩立セスト稱スルハ、等々四項ノ

一書譯ガ原理ノ原則、米鳴キトシテ

華和 碍セズト述ベラレタムト解セラルル

曰某國平和ノ妨害ナラズルヲ若明キキル

中四條ノ内容ヲ参照スルコトカ 我々ハ希望スル

此 國 總通心ニ依リ 一軍遣ビ至

我方、米大統領、條約ヲ日華交渉ガ開始トシテ

リタルニハ、蔣行爲ヲ停止スヘシト

蔣ニ對シテ援助ヲ止ムルヲ主張スルモノニテ、

我方 側、原則的

從テ、我々 提案ハ決シテ米國實事ニテ謂所根本原則

No. 5

立場

精神ト

何等接触

此事も中心に留

矛盾セカシ義志ニ付友串念之置

カレ度シ

ナリト

* JD 10① 第七〇四三

(SIS 穿 二五七二五)

入手に得

** 十二月三日附 LA. 毛保

*** JD 一 第六七三七

(SIS 穿 二五二七四)

~~JD 一 第六七三七~~

秋

(D) 海軍 艦隊 一九四一 艦隊 十六 艦 十 百 回 (SIS)

2593

D 50 D-32

軍用紙

板

広東 宛
東京 宛

一九四一年 昭和十六年 十二月 二日

丁 一 一九

中五 二号

部外秘密

戦闘行為が開始スル^ニ 当方ハ 以テ

用意アリ。 軍隊ハ 即時 奉^ニ 進^ル 宛^ニ 一切ノ

準備ヲ 完了^ス 候^ニ。 英國 軍カ 何處^ニ 至^ル 概^シ 概^シ ス^ル 候^ニ

同國^ノ 軍事 占領^ス 下^ニ 入^ル 用^意 甚^ク 重^ク ア^リ 候^ニ

了解^ス 下^ニ 候^ニ。

陸軍 二六一〇三

(日本語) 物

編 2/11/41

25-93 D (31)

Item 33

translated by Hironae YOSHIDA

第...書

秘

全譯

「ワシントン」ヨリ

東京へ

一九四一年／昭和十六年／十二月二日

紫色ノ暗号

第一二三三號 (二部ノ内ノ第一部)

電

第一二三三號開

本使

本日來栖副大使及中余「ウェルズ」國務次官ト會見

次官ハ先ツ

某時彼陳述ハ合衆國大統領直接訓令ニ依ルモノナル旨ヲ前置

(註イ参照)

彼別電第一二三三號ノ内容ヲ我々手交シタル旨ヲ我々

何等通報

我々ハ佛領印度支那ニ於ケル軍隊ニ關シテハ余然通知ヲ受ケテ

リマセニカ長官申入ノ

居ル事、我々貴下ノ抗議趣旨ハ直接本國政府へ傳達シマウ。

(早末)

マセ

恐ラク本國政府ハ、斯カル事態ガ其ノ十一月二十日ノ提案ノ結末トナロウ

カワタコトニセウ。次テ、

トハ思ヒモ掛ケナヤテ申ウ。ト言ハル。國務次官ハ、日「余ハ、貴下ガ

合衆國ノ取ツテ居ル立場ハ、合衆國ハ世界中ノ如何ナル部分ニ於ケルモ、又總テ部分

申シタルニ付

ニ於テスル侵略ニ反對スルモノテアルト謂フコトヲ望ムルヲ希望スルト言ハル。ソノ事、

我々ハ「合衆國及ビ其ノ他ノ諸國ハ、我々日本人ニ向ツテ、經濟的壓迫ニ加フルニ

經濟的壓迫ヲ以テシタ。(余ハ、經濟戰ハ、武力侵略ヨリ、モ一層 辛辣 ナル 事 ト 述 ベ タ。)

我々ハ此ノ問題ノ賛否ヤ正否ヲ議論シテ居ル暇ハナシ、日本國民ハ經濟的

ルノテス。ソレニテ、

壓迫ニ直面シテ居ル余ハ、貴下ガ、我々ハ此ノ壓迫ニ屈従スルカ、壓迫ノ

突破スル

事知レテ頂キ度イハテス

齎ス束縛ヲ断中ルカノ二者ソ一ヲ選ブヨリ外ナイコトヲ知ラレテコトヲ希望スル。

*我々ハ、貴下ガ之ト共ニ、中國ニ於ケル四ケ年ノ事變ノ結果トシテ、全日本人ガ

ミテ頂キ度イハテス

今日落込ニテ居ル状態ヲ理解セヨトシテ、希望スル。大統領ハ、最近、此ノ

後者ノ状態ニ就テハ認識シテ居ル旨ヲ表明ス。
ハレマシタ。

註 イ……入手シ得ズ

＊原翻譯ハコレカラ先不完全デアル。一九四一年三月十二日翻譯

筆書中夏

「ワシントン」(野村)ヨリ

東京へ

一九四一年ノ昭和十六年ノ十二月二日

紫色イ暗号

第一三三三號(二部ノ内第二部)

尚

米目

向答ニ就テハ

ニオキマシテハ

東洋貴州最近ノ提案ヲ應ヘテ日本政府ハ

慎重審議ヲ重テシルコトヲ

我が國運ニ關スル此ノ重大問題ニ對シ最モ深甚ナル考慮ヲ費シテアルコトヲ

ソテ頂キタイハデアリマス。

ト答ヘテ「ウェルズ」國務次官曰ク「余ハヨク其ヲ知リマス。」

余ハ續ケテ曰ク「日本ニ關スル限り日本ニ對シ現在如キ新提案

其ノ儘

致シマス

ヲ受諾スルコトハ、到底不可能デアルトイフ事實ヲ我々ハ極言ス。従前ノ提案

ニ基ク我々ノ最大ノ讓歩ヲ示シタ。六月二十一日提出ノ我々ノ提案ヲ九月二十五日ノ

提案ハ未ダ其ノ儘デアリ。双方ノ協議が未ダ調ハヌ中ニ其ハ減茶減茶ニナラテ

仕舞ツタ。近頃ノ此ノ大事ナ時機ニ當ツテ、新シイ提案ヲ慎重ニ考ルヌルコトハ

交渉ノ圓滿且迅速ニ解決ヲ得ルナリ。最近我々ハ日支事變ガ解決シ極東

ニ正シイ平和ガ確立シタ曉ニハ我ガ軍ヲ佛領印度支那カラ撤退スルコトヲ約シタ。

根本的ナ諸問題ノ解決ヲ期待スレバ本日我々ノ問題ハ自然解消スルコトヲ

國務大臣ハ我々ノ言フコトニ熱心ニ耳ヲ傾ケ、米二十六日ノ提案ハ

當地ニ於ケル國內情勢ヨリシテ合衆國ノ立場ヲ明カニスル必要カラ生ジタモノデ

ス。申セリ。

次デ彼^氏ハ語ヲ續ケテ「貴下ノ表明セシメタ意見ニ關シテハ、余直チニ

國務長官ト協議スル様配意シ^{マセウ。}ト言フ^{申セリ}。

余ハ彼^氏語^側ヲ振^側リ^米國^國提^案ニ對^スル

回答ニ於テ此程度ノ餘裕ヲ殘サセテト望ミ居ル。謂フ印象ヲ受ケタ。

兼一日ノ「ハル」國務長官トノ會見及ビ本日ノ會^{見ニ依リハ、}議^事ヲ判斷ス。

合衆國モ亦現下困難^{局ノ}ノ狀況ヲ平和裡ニ維持スル^的爲メ居ルコトハ

カニシテ、急遽妥結ヲ計リ後キ希望ナルコト充分觀取セラルニ

明瞭ナル。余ハ彼^氏軍^側ガ迅速ヲ解決^シヲ招來^スルヲ望ミ居ル。確信^ス。

付、^米國^國新^提案^及ビ^別電^第一^二三^三號^ニ對^スル^我ガ^度。

註 イ……入手シ得ズ。

一九四一年、三月二十五日 編輯(ト)

2593
D-30

Shitaku
~~...~~

秘

車幸 (東郷) 宛

ハベナ 宛

一九四一年 昭和三十六年 十二月二日

丁 19 1 k 9

田 秘
才二四四五号

嚴 秘

本件ノ漏洩セザル様大ニセウカセラレ度ニ

査究ハ即時次ノ処置ヲ取ラレ度ニ

1. Oa 又 6 暗号簿一冊ニ於テ除キ

一切ノ電信暗号簿ヲ檢査セラレ度ニ (コレハ

三島固ノ通信用暗号簿又ハ 陸海軍用ノ暗

号簿ヲ含む)

上 右如令ヲ定メ同時ニハルナリ一語ヲ

折毀サレ度ニ

#25930
D-30

2

3 一ツノ機室書類 又ハ本通信ノ原稿ヲ

横却 下レ度シ

4 外部者ノ嫌疑ヲ 起シテハ存符ニ 注意セラ

レ度シ 叔室書類ハ 凡テ同存取枚ヲ 示ハレシキデアル

上記ハ 緊急 事態ノ用意ノ為デアル

貴官ノ 査考ノ 為メノ ミニモ デアル 冷靜ヲ 示レ

尚 オツタリ。 心シクハ！ 心ツマ、 ロスアレニス

ホール、 レアトル 又ハホーランド (送信セラレシ) ~~...~~ 甲

a | PA | K2 法
b | LA | 法

陸軍 二五八七九 物 鑑 12/8/41 (3)

2593 D(29) Checked by KUR OSAMA
Atin 31

~~秘~~
秘

Translator by
J. M. Harris

自ワシントン宛東京 (一九四一年(昭和十六年)十二月一日)

第 一 二 三 号

電 第 一 二 三 号
貴 市 八 六 五 二 関 シ

急 務 歸 華 ノ

大 統 領 が 突 然、ワシントンへ 歸 還 せ 直 接 ノ 理 由 ハ 外 が

電 第 一 二 三 号
ナ ル ガ、元 集 集

通 報 一 二 二 二 報 告 通 リ オ カ 併 本 根 本 的 本 本

米 國 側
議 會 ハ 東 條 首 相 ノ 演 說、報 道 及 び

大 政 翼 賛 會 ノ 會 議、關 係 賀 屋 相、鈴 木、演 說 二 依

リ、五 方 二 對 シ テ 奮 起 セ シ メ ラ レ タ モ ノ ナ ル。是 等 演 說 二 関

ス ル 華 急 報 ハ 英 國 及 合 衆 國 ノ 粉 粹 ス ル 排 外 主 義 ガ、

最 モ 強 調 セ ラ レ タ 云 フ 印 象 ヲ 人 ヲ 二 與 ヘ タ。

日 本 ノ 眞 意
精 神 ハ 當 地 デ ハ 佛 領 印 度 支 那 二 於 ケ ル

増兵行為ノ爲ニ尚更疑ハレテ居ル。ト云ハレ。

此種ニ疑念ニ満タズ

斯クテ、キハ如キ疑ヲ持テ此ノ雰圍氣ノ真中へ首相

ノ演説ガ到着シ、而シテ首相ハ、其中テ、(駭逐)

ガ凡テノ英團ハ本米州人ノ極東カラノ掃ヲ唱道シタト

ニ言ハレテ立テラレテ居ルハ、テアル。

再張ナル東條演説ノ報告ガ到着シタリキヤル。

問題、演説ガ、合衆國ガ對日本ニ對スルニ六日附公文

問題、演説ガ爲

ト云ハレテ居ルニ對スル、答ヲ待望シテ居タル時、ハ、サレテ以來

又故、ニ重大視セルモ、ト認メラレル。

特殊ノ重要性ガソレニ附加セラレタ。合衆國政府ガ、右演

拒否

説ハ吾方、合衆國案完全承認、表示ノ方法トシテナサレタ

行動ニ出ズル前提ナラズ、ト看

モ、デアリ、赤ソレハ吾方ノ軍事戰線前兆ナル、取ルカト

做セルヤモ知レズ。一部

ハ有リ得ベキコトデアル。新聞ハ、同、演説ノ字義通

セバ、

リニ解釋サレハ、宣戰布告以外ノ何物ヲ意味スル

ニ非ズ

極論等也。

モノホモナトト極端ナル論評ニ走リキナルノチヤル。

言葉遣ヒ

外交問題ニ関スル大統領ノ演説ハ終始一貫シテ非常ニ

シテナル。

慎重ニ述ビヨレテ居ルト云フノハ夫々其ハ通例合衆國國政

説明

ノ記述ト看做サレルカラデアル。演説ヲ其様ニ風ニ解釋

~~ト云フキ~~

シ訓レタ人々ガ如キ方決テ首相ノ演説ニ繰リ返

全ク自然デアル。

ニ於カレテモ、既ニ其様ニ

手配済ノコトトハ存スルモ、

貴方

ニ於テ、

同レ何等モ意志ヲ表示セラル。

首相或ハ如ク閣僚ヲ其ガ外交問題ニ觸レル際ニ未嘗

場合ニ其

ル様ニ出テ来リマテ

ノ要因ニ対シテ慎重ナル考慮ヲ掛ハルベキデアルト提案

ニ申シ度イ。

本便ハ唯々

致シ度イ。

私ガコノ提案ヲオスル吾國ガ其ノ歴史ニ於ケ

ル非常ナ危機ニ在ルガ故ニコノ提案ヲナスノデアル。

中外ニ

若シモ起リ得ベキ最悪ノ身態ガ實現スルトシテモ、吾^ハハ^ハ外^ニ
ノ中^ニ立^テ及^テ局^外者^ナ、吾^ガ方^ノ完全^ニ潔^ク自^ラ示^スベ^キ立^場ニ在^ラ

ネバナラヌノテアル。

(續)

續 (續) (口) 海軍翻譯 三三四四 (一)

事

2593 D (28)
Items 30

Checked by KUROSAWA

~~...~~
~~...~~
~~...~~

Translated by:
WAKABAYASHI, Yoshio.

秘案

華盛頓ヨリ東京へ

一九四一年十二月一日

(~~...~~)

番附 一ニニ七号

合衆國ハ(側)假ニ

原則ニ基ク其ノ

ヲ越ユルモ、~~...~~必要トシテ、~~...~~協議ヲ~~...~~結員

行ナル希望~~...~~然レカ

若シ我ガ~~...~~方ガ肝心ナ

未ノ如ク、行懸ニ提シ、~~...~~道程ヲ拘

~~...~~到底今日進期

難キツ以テ、更ニ大局的
期スルハト云フ可能ナリ。
若シ廣義政治的見地

此ノ際、首腦者會見ヲ行フ事不可能
ガ完全ニ

ナラバ、充分ナル自信ヲ有スル首腦者ト申シ
信頼スル

能キヤラヤシ、
例ハハ合衆國側ヨリ、
副大統領

領事トシテ又ハホブキンス、
前首相相近衛

近衛前首相
又ハ樞密

院顧問官トシテ
會見ハホノルル

ノ如キ何處カカリ中間地点ヲ取極メ
得ベシ

陸海軍ハ高官カ
此等

代表ニ隨行ナルトシテ
双者
各自

彼我
對
議題
基礎

提テ最近ノ提議ヲ

何等才カノ意見一致

トレテ 或ル協調ニ達スルヤウ 最後ノ一努力カ

ヲ為サレムルコトヲ望ム。

和戰何レカニ決スル

我々最後ノ努力カハ 戦争カ平和カノ最

為ニモ有利ナル一字ホト存ゼラレ。

後ノ決定ヲ容易ナラセムルニ志ス。

ルースベルト大統領ト近衛前首

相トノ會見企圖ノ 不成立 勿論

我々ノ 認 ヲルトコロデアル。 我々國民ソレニ對スル反

應ニ注意シテ 此ニ對スル合衆國ノ 側

態度ヲ先ヅカニ 確ムルコトハ 我々ニ 為ニシテ事 興

味 ~~ト思惟セラル。~~ 尚 假々ニ會見ガ

行ハレルニシテモ、目的ガ 成否モ未知數ナルヲ以テ、

慎重ナル考慮ヲ要スルハ勿論ナラン。 何レトモ保證ホキル以上ノ事項

先ツ
對ノ慎重ナル考慮ヲ為スルヤカキ。

然レテ亦ラ、我々ノ真面目ニ
我々ノ真面目ニ

機ヲ乘リ切ル

急ニ打勝ツ為カニハ、我々ニ開カレテ
手段

ハルコト無益ナラズト
存セラルルニ處テ

求メテ、努力カキ無駄ヲモヤキナ
事ヲ

感カレタリ。
日本政府ノ名ニ於テ
此事項

本件
倒
意郷向ヲ確カムコト

關スル合衆國ノ態度ハ、由來政府ノ名ニ於テ

探知シ、
確認スルニ取テ、
有效ナルニモ。

然レテ、若シ此ノ處置直ガ
何カノ國內事情

行ニ得ザルトセハ、

ノ見地、
實際的ニ、
思付

一應本便限リ

ハルオキト、
小曾自身ノ純然タル發案トシテ

本
斯ウシテ、先方

ヲ主題ヲ提案シ、且、此ノ方法、
彼等、

意郷向

探知シ、
如何ニ

斯ラテ、

若シ御事ガ

之ニ応スル場合ニハ、
ソレヲ受諾スルヤウナ
ル

政府ハ

公~~然~~式^式提案ヲ為スコトヲ得ヘシ。

本^本件ニ關シ、
何分御意^{御意}嚮^嚮、
承^承リ度^度ニ
拜^拜聽^聽シテ

(四) 海軍 翻譯 四十年十二月四日

2593 D (27)

Item 29

Checked by KUROSAWA

~~書名 一九四一年十一月一日~~

秘

マントンヨウ東京へ

一九四一年十一月一日 (此系)

第一二二六号

往電第 二二二号 二回して

当地新聞

東條首相演説報告引継 ^{安藤} 当地新聞 大政翼賛

十一月三十日

會別總裁安藤氏 ^{安藤} 演説報告 ^掲 掲載

連

同

関係

調

是等 ~~報~~ 報 ^同 於 ^同 別總裁が独伊ト同盟 ^調 再絶 ^調 確立上

米国ヲ以テ

東亞

確立上

子 ^{東亞} 唱道 ^{東亞} 又北米合衆國 ^{東亞} 極東共栄圏 ^{東亞} 建策

物トナルコトヲ 特報セリ。

難 ^{東亞} 且收大ノ障害 ^{東亞} 完 ^{東亞} 持捕 ^{東亞} 高 ^{東亞} 演説

持 ^{東亞} 演説 ^{東亞} 持 ^{東亞} 演説

右 ^{東亞} 報告ハル ^{東亞} ズ ^{東亞} バ ^{東亞} ル ^{東亞} ト ^{東亞} 大統領

急遽 ^{東亞} 歸華 ^{東亞} 決定 ^{東亞}

十一月二十九日及三十日二回

ハ ^{東亞} ヲ ^{東亞} 突 ^{東亞} 外 ^{東亞} ト ^{東亞} 決 ^{東亞} 定 ^{東亞} ^{東亞} ハ ^{東亞} ル ^{東亞} 英 ^{東亞} 大 ^{東亞} 使 ^{東亞} ト

會見及発表上其ニ

~~手札及三日前金邊~~ ~~暹羅ノ報出トハ~~

飛

注目ヲ引キツアリ。

飛ノ非常ナル注目を引キ生ず。

各紙

是等ノ報道ノ般端ヲ

ハルカ電訊ニテハ

トトニ東條首相ノ相變ヲ

強硬演説ヲ

又極東ノ危機が月二日

報セル事

和ハルズハトハ休暇ヲ短縮シテ急遽華府

歸下ルト決定シタルヲ見テ又

政府部内ニ於テハ格別批評濫議ヲ控ヘ

ルモ一般ノ意見ハ東條ノ演説ガニテ

附金邊外ヲ提出スル建議ヲ

日本政府ハ拒否スルヲ表示スル

此等ノ方面テハ又右演説

會談ノ希望ヲ放棄シ、^{何事カ}強硬手段ニ出ス

日本ノ決意ヲ指示シ、^{スルモノ}ト感じ居、^{ル横柄}其ノ

一日ノ新聞ハ、東京、^及UP特電ヲ載セ、^{以テ、}一

日本ハ、合衆國側回答ニ、^不満足ヲ表シ、^{ナルモ、更ニ}サトモ今後

二週間、^{交渉延長ノ}會談ヲ希望シ、^{アルヨリ}其ノ報

ジ、^{アリ。}首相ノ演説ノ報告ヲ、^{ニ照シ、}是レ

目報出ルハ、^{異様ノ感心ヲ興ヘテ居ル。}其ノ影ヲ、^{其ノ}

一部新聞ハ、^{日本ノ英米ノ侵畧ハ、既定ノ確據ヲ計畫シ、}

此種中出ス、^{此ノ攻撃手ヲ初ルハ、}其ノ

情勢力ノ、^{此ノ}其ノ

洲、^{其ノ}其ノ

合、^{其ノ}其ノ

世の爲に ~~時~~ 要延策ニ外ナラサシムヘシト

論評

~~再刊同の~~ 論評 ~~ニテ~~ ~~リ~~

* 入手無効ニ得ズ

1001 七〇五 秘蔵 (日)海軍省定十一日四(代)

三六三六 富

2593D (26)

Item 28

~~秘~~

~~秘~~

Transl. by H. HIRANO.
Chikyū KUROSDAMA

發信地

東京発

仕由地

ワシントン宛

年月日

一九四一年十二月一日

(紫 CA)

第八六五号

往電* 第八五七号* 件

#

一、~~往電~~ 第八一二号

期日

シヤ、情勢益

ヲ經過

ハ、危局ニ進ミツ、

我方、此際不

倒ノ~~疑~~ 疑惑ヲ増サシム様勢我志

ガ餘モ疑念ヲ起セ、防制本為、

新聞其、他、対シテハ、彼我ノ主張ハ距離ナシ

或ル程度、本ナシ、意見相違カ、

中ナル旨 指導ニ居レリ。

新聞其、他、ニ吹聴、

合言

御奉書迄知

二、

貴下通報 第一二四号、

由提言、通

東京駐在米國大使 同 覽書、提出

一件ハ、以際
不口トリ我々ハ、差控へルニ決定
也符
十申入ハ
必要ノ事ハ、單ニ

貴方ニ於テノ事ニ願フ。
ミサレ度

貴方ニ於テハ、

三、大統領ノ急據首都帰還ハ、事條首相

影御書

報道
毛了ん毛、

ノ聲明ノ決果ナルヲノ諸報出當方ニ下ル。大統領ガ斯ク

セシコトハ、極第ニ於ケル危局ニ関心ヲ持ツテ、結果

思惟セラルルニモ、

ラカレ、我々ハ、思フ。果就、真相、相度、

* JD 1-1-6921号 (SIS 第二五、四九六号)

** JD 1-1-671号 (SIS 第二五、一三八号)

*** 原文無シ

筆未奉来の事書

JD 1-1-6983号 秘

海軍通信 一九四二年三月十日 (S-111) 第廿

一 査閲ヲ經ザル中ニ同事務局ニ於テ新聞記
 者ノ請求ニ依テ渡シタルモノガハ
 モトクヤナキ 前記ノ事務所長ニヨリ事務員ニ渡サレ
 其儘ニ發行ナラセラル。

事務員 何等 一 居
 棟樑 首相自身三十日ニハ
 ラズ又右原稿モ 初メ 当局ノ

首相棟樑政府 彼人モ此ノ原稿
 全然承知シ居カレタリ。

必要ニ措置置テ
 仲ニ就キハ 興亞同盟ニ對シテハ

講シタル次第ナリ。

尙 文中 一 葉ナキ

must purge this sort of practice from East Asia

with vengeance 人類ノ

原注 Kyōji 持

名譽ノ為ニ、人類ノ矜持ノ為ニ断ジテ此レヲ徹底

的ニ排撃セヌバナラヌ。トアリクニセリナリ。ノ為念。トイフイテアリナリ。

能^レハ

沢夫井五郎三、三三三三

翻沢五郎三、三三三三、月七日

~~書~~ 以下 趣旨 聲明 ヲ 及 送 之 即

ハル 國務 長官ハ 首相ノ 演說ニ 関シ

「ウォーリス プリンクス」ニ 休養中ノ 大統領ニ

時ヲ 移サズ 電話 話シ 某ノ 結果 大統領ハ

豫定ヲ 變更シ 三十日 午後 大統領ニ

ヲ 出發 一日 朝ニハ 某ノ 演說ニ 關シ

見ヨシキ 井ル 此ノ 演說ハ 米國 利益ノ 爲メ

宣傳 目的ノ 爲メ 廣般ニ 利用サレ

思ハル 故ニ 向テ 可能 手配 相成ト 共ニ

相成 同 原文ノ 複寫 (日本文 並ニ 英文)

至急 傳送 附相成ノ 度ニ 附テ 送ル 事ヲ 庶幾 スル

陸軍 二五七六一 號 一九四三年 五月 十二日 議譯

2593
D-23

Written by: HIROKO TAKEEDA

ワシントン発

東京宛

一九四一年 昭和十六年 十一月三十日 (午後三時三十分より三時三十分)

暗号電報

太平洋横断

(注) 左記ハ 来栖大使ト 日本外務省

無線電話

アメリカ局 山本局長ト 同日 曜日夜

行ハレタ 会談ノ 要約的 翻訳ノ 序文

テアル

来栖 | 「我々が明日ハルト 会見スル 準備ハ一端

整ワテマス。 我々が ~~貴下ヨリ~~ 短カイ 電報ヲ

受取りマシタネ。 ソレニ 固ニテ 彼ト

会見シマス 事トセヨ。 モット 長イカ

#25930
D-23

来テホルノデカキセウ内。 兎毛角 短イ方ニ

就テ 彼ト会見スル事ニシテホマス。(即チ)

電報 長イ方トホ多分 ハル氏ノ提案ニ対スル

車中ノ返答デアル)

華

山本一 サウデスカ。 ワカリマシタ。

帰華スル

来栖一 大統領ハ明日 ~~帰~~事ニナワテホマス。

今 急イテ ~~家~~帰ワテホル所デス。

山本一 コレニ対シ 何か特別ノ意味ガアリマスカ。

来栖一 新聞ハ首相ノ演説ヲ重視シテホマス。

當 地 ~~リ~~マシタ。 アハ大キナ反響ガアリマシタ。

山本一 サウデスカ。

来栖一 サウデスカ。 アレハ激烈ナ声明デシタカラネ。

#25930
D-23

新聞ハ大キト見出シテ 掲ゲ 大統領ハソノ為

帰華途上ニアル様ニ思ハレマス。 疑ヒテ

地ヲ理由トシテ ~~ハ~~ ^{ソノ} 新聞ガ傳ヘテ ~~其~~ ^所 理由

ナノヲス。

(間)

總理大臣及ソノ地ノ人々 ^{モット} 其ニ 林

注意ヲ 拂 ^{ツテ} 貴ハナイト 新聞ハ

ソノ為ニ 非常ニ 困難ト 立場 置カレマス。

トセリ。 ^{ソノ} 諸君ハ皆 コト ^ノ 様ナ 思慮ノ 意

声明 ^ト 其ニ ^ハ 注意 ^シ 新聞 ^ニ 林 ^ニ 事

谷氏ニ 言ワテ下セリ。

山本一我々ハ ^{目下} 注意ヲ 拂ワテ 居リマス。

#2593D
D-23

4

来栖 | 我々ハ此處デ最善ヲ盡シテ中マスガ

~~新聞記者ニ~~ 之等ノ報告ハ ~~通信員ニ依ル~~

取押ヘラレ、最悪ノ ~~事柄~~ ^{拡大} 展昇サレテ

中マス。ドウゾ 總理大臣、外務大臣、

ソノ地ノ人々ニ 警告シテ下サイ。 外務大臣

ニハ 我々ハ モット違フタ 何カ 良イ ^{言葉ヲ} 推測

ヲ期待シテ中タノニ ~~代~~ コンナノヲ

頂キマシタト 言ワテ下サイ。(即チ 首相ノ

演説ノ事)

(向ヲ置イテ、来栖ハ 声暗号ヲ使ヒテラ

続ケタ)

来栖 | 国内事情ハ 如何ヲスカ。(日本ニ於ケル)

#25930
D-23

5

山本 | 條別 = 大シテ... (一、ニ語消エタ。)

末栖 | 日末交渉ハ続ケラレカ^ル船^ノ力。

山本 | サラテス。

末栖 | 貴下方ハ前ニハソレニ対シテ非常ニアセワテ

展マシタネ。シカン。今ハ擴^延張^引スル事ヲ

望ンテ展ラレル様テス。我々ハ貴方下ノ

助力^ガ必要ト~~ス~~ナリ。總理大臣モ

外務大臣モソノ演説口調ヲ変更スル事

カ必要ナセウ。オウカリテ~~ガ~~ナスカ。

ドウゾ^カモット思慮シテ下サイ。

山本 | 何時彼等トオ合シニナリマスカ。二日ニ?

末栖 | サラテスネ... 當^テハ^合シ
昨日^ハ曜^ノ夜^テス。

#25930
D-23

明日、朝木村ニ。
コニテハ
月曜日の朝ニナラマス。
~~朝木村ニ~~

(向)

「現実ニ今我々が直面シテキル實際問題ハ南方

ニ於ケル出来事ノ結果デス。オワカリニナリマスカ。

山本一ワカリマストモ。大統領ガ帰華スルマデトノ位

アリマスカ。

来栖一正確ニハワカリマセンガ。情報用報告ニ依ルハ

彼ハ本日午後
~~朝~~四時ニ出立シタトイフカラ
明朝

何時カニ此處ニ着クテセウ。

山本一ソレテハ
失禮。

二五四九七

JD 一

六九二二

物密

(M)海軍艦

早稲田大学(R-15)

Checked by KURASHITA #2573

D-22

常設
第九三三〇二五
第二十四頁

Translated by T. KAWAII

川合友次郎氏

東京宛

伯林宛

一九四一年

昭和十六年(十月三十日)

紫色

中九八六号

(極秘)(政府暗号ニテ取扱ノコト)(ニ、外務省)(省外秘密)

中旬ヨリ(一)歳有

一、日米交渉ハ本年四月半開始半年迄

余(セリガ)

繼續(其期間)帝國政府ハ國際情勢ヲ推移

ヲ顧ミズ、三國同盟ヲツ、國策、礎石トシテ固ク

固執シ、日米交渉調整ニ事、日本ハ解決、

於テ妥結ヲ期シ、

希冀ヲ右同盟ノ範圍内ニ置キ来リ、

教然ク之能ハテ交渉ニ臨ミ、米國ノ意

ヲ未戰ニ參加セシメ、意圖ヲ以テ、交渉ヲ

牽制ニ努力スルニ決ケナリ。

押切シ能ク度ヲ取リ、

從之

二、~~現~~現内閣ハ、貴電ニ從ヒ、正当且

公正ナル基礎ニ基キ帝國ノ存立ト保全ヲ

擁護セ

從來ノ

也

中~~シ~~シガ爲ニ、~~過~~過~~去~~去ニ繼續サレテ交渉ヲ繼續シ

ル處

事~~ハ~~ハ然~~ル~~ル~~ニ~~ニ交渉ノ懸~~レ~~レ撤兵問題ニ關スル彼

我ノ見解ハ(先~~方~~方ハ~~非~~非及佛印ヨリ皇軍ノ撤退

中国

ヲ要~~ス~~ス)完全ニ對立セリ。

從來

緯ニ徴スレバ、

繼續中ノ交渉ノ經過~~ヲ~~ヲ判斷スル、米國

側ニ於テ

ニ因テ其

理念

が國際關係處理ノ傳統的思想的傾向

ニ從ヒ、大西洋上米英會談ニ於テ~~テ~~テ、傳統的

政策ニ對スル因國ノ基本的依存ヲ再強調

セシ際ニ我等ハ先ヅ衝突セルナリ。米國ノ側

對スル動機ハ歐洲大陸東部~~ニ~~ニ日独伊ノ依

改訂ニ於テ也

新秩序建設、即チ、三国同盟、目的ヲ阻止セ

ントスル、同盟ノ希望ニ依リテ明瞭ヲ表明セ

ラレタリ。日本帝國が独伊ト同盟シ兵ニ限リ日

米英友好關係ノ維持ハアリ得ズトハ先方

ノ取リシ立場ナリ。此ノ見地ヨリ、
モリ以テ觀ル、彼等ハ帝國

政府ノ三国同盟ニ離脱ヲ要求スル傾向ヲ

示シテ居タルガ、
證明ニ始メ、ハ、
證明ニ始メ、ハ、
證明ニ始メ、ハ、

明瞭ヲ表明セラレタリ。即チ、帝國政府ハ最早

米國ト交渉ヲ繼續スルコトヲケルベシトノコト

益ニ
が漸次増々明瞭トナリシハ最後ノ數日ノ交

渉中ナリ。交渉繼續ハ必ず我々ノ主義ニ

有害ナルヲキユトモ亦明瞭トナリタリ。

青島方面の三五九三号D二二二

第二十四号

W 合友次郎一決

東京発

伯林宛

一九四一年

昭和十六年十一月三十日

此系色

中九八六号 (二ノ中ニ部)

三、二十六日米國提出(対)案ハ(刑)罰(此)

更ニ明カニ(ハ)言フセバ(ハ)ニ(ニ)ニ(ニ)

態度ヲ以テ(ハ)明瞭(ハ)シ(ハ)ソノ内ニ、如何

結ヌルモ、

ナル條約ヲ孰カノ一方が中三国ト締(ハ)ル(ハ)ソレハ本

協定ノ根本

確保

條約ノ基礎的(ハ)目的、即チ太平洋ノ平和維持

ニ(ハ)何等(ハ)關係(ハ)アリト解釋(ハ)セラレザル(ハ)キ(ハ)コト(ハ)ト

侮辱的(ハ)一項(ハ)アリ。

右

且ハ特ニ三国同盟ヲ意味ス。

即チ米國が何時歐洲戰ニ參加ストモ、日本帝

國ハ独伊ニ援助ヲ与フルコトヲ許サレザルベシトノ

意~~也~~ナリ。右ハ明ニ~~非~~（~~英~~）ナリ。他~~其~~諸問題ハ~~免~~三角トシ本

（本細工）
（諸計）

米運キ、中項田ノミ~~非~~米~~國~~側~~交~~交渉ニ~~非~~提議

ハ交渉ノ基礎トナス~~ヲ~~見~~モ~~根據~~ヲ~~見~~出~~コトヲ不可能ナラシム。

示ニ先~~ナ~~

ハ本安未提~~キ~~英~~國~~濠洲、和蘭及~~某~~中~~西~~

邦~~國~~ト協議~~ヲ~~重~~ニ~~先~~ナ~~才~~非~~宜~~見~~アリ。從~~テ~~彼~~等~~ハ~~屢~~協議~~ス~~。

米國ハ今ヤ右諸國ト共謀~~シ~~日本ヲ、独~~伊~~ト

共ニ敵~~國~~ト見~~做~~決~~セ~~ルコト明~~瞭~~ナリ。

龍~~武~~

5593D (250)
Items 5/1

1941年11月26日

S. I. SHIKAWA
Checked by
KUROSAWA

秘

茨城府(羽村) 東京宛

一九四一年(昭和十六年)十一月二十六日

此系(大五王(至心))

カ一(一九〇号) (二、カ一部)

相繼(田次)ノ電報ニ依リ、貴下ノ篤ト馬

承知、現時日米關係ノ推移ヨリ判断ス

ルニ、二十六日附(米)ノ提案(變更)案

一八九九号(ハ)兩國側ハニ要求ニ於テ大ナル

懸隔アル事ヲ示シタリ。遺憾ナク、

貴下ノ制限(日)ノ期間内ニ、我が要求(方)ヲ受諾ス

車に到着見込ナキ次第ナリ。

提起

我が古くは、~~我々~~ 要求ニ対シ、諸國ノ同意ヲ請ヒルモ、合衆國ハ其等諸國ト協議

要

ノ上

ヲ遂ル後、此提議ヲ提議スルハ、~~我々~~ 爲ニ至リ先次等ナリ。

我が方ハ、斯カル竹東謀ニ不意打テ喰ハサレテ

日安如タリ得ルモ、~~我々~~ 於テハ審判會ノ

次等モアリ、~~我々~~ 所、~~我々~~ 爲ニ得ル

先方ニ對シ、~~我々~~ 結、~~我々~~ 懲清心セル

其間、~~我々~~ 末ダ、~~我々~~ 於テ我々ハ何事

最後の意志、~~我々~~ 表示、~~我々~~ 大統

領、~~我々~~ 十七日ニハ、~~我々~~ 最後之言、~~我々~~ ト述ベ

如キハナシ

ラカ。 於テ 下ノ交渉ニ
若シ、我が方ニ
現榊會
何トカ、這切ヲ付ケスシテ、
由一指示ノ期日
中ニモ、此等ノ高、固クモ持テ、又トモ、
規定期

間後ニ、
於テ、自主部
動、
執、
場、
合、

註目、
カニ、
部、
兼、
效、
入、
手、
之、
得、
ズ、

S.I.S.S. ()
科学情報調査団 (カニ五、四、四一号)

陸軍 二五、四、四〇 一九四七年十一月八日 議決 (1)

秘

2593D(18)

Att 19

#118
#119
#120

河内
ヨリ東京宛

(昭和十六年)

一九四一年十月二十五日 (紫、ト、ワ、イ、オ、ウ)

第二二八号

(極密)

Checked by NKROSAWY.
Released by Management

五口々ハ、二十五日ニハ、北米合衆

國ヨリ回答ヲ得ル^セト^テ軍ヨリ通知サ

レテ居ル。若し是カニ具ク安見ナレバ政府ハ疑ヲ其ノ

羽立日^ト或ハ其次自以内ニ^{コトニ}戦争ヲ平和カチ決定スル

ウ。勿論^ト若し日米交渉が成功裡ニ終レバ既ニ

立テラレタ^ル計画ニ從^テワテ各^種事業^ノ企^画が着手セラハル

言ヲ誤^ラナイコトデア^ル。

然レ、萬一交渉が成功裡ニ終

結^ハト^テ戦争準備ハ實際ニ完備ニテ居ル

若し、日米交渉の結果ニ関して何等か

立見見ヲ持持ナラバ、貴下カ五々ニ報知サレルノガ

賢明ト考ヘラルル他ノ適切ナル情報トモ、
夫ヲ當

新ニジ
此事務所ニ通知サレ度

勿論、私ハ秘密ハ且取モ肝要ナルコトカ

知ツテ居ル。新聞ノ報道ニヨリ、北米合衆國ハ英

國、濠洲、和蘭、
支那ノ代表者サヘモ交ヘテ、華

府ニ於テ商議ニ從フテ、是等諸事ノ政

府カ日米交渉ニ於テ論議中ノ事件ヲ現ニ存

知ル由アリトス。尙、飛脚便(?)ニヨリテ、当地

ノ軍ハ其ノ交渉ニ於テ五口立場ヲ知ルノミナ

ズ、又上記交渉ノ一般雰囲気ヲ知ツテ居ル。

外務省機関ニアレ五口々クミカク

此ノ場面ヨリ除外サレタカノ様ニ五口々ハ感ジテ

居ル。

中員下ノ内指示ノ如ク(次甚まニ續ク)

①海軍幕僚 11-26-44.(S-II)

25-345 JD-1: 6838 (秋:25)

2543 D(17) Mem 18

青島子
D-15
D-17
D-18

Chloe K. Crossman

Translated by:
Wakatagasaki, Yorkis

秘

東京より奉盛頓宛

(昭和十六年)

一九四一年十一月廿二日

署名 (レイニー)

番号 第八一五号

防

其協定ハ廿四日滿期ト相成ルベキニ付

締約

或ル期間中我々ハ爾國ト協議ニ來ル

本協定ハ更ニ五箇年間に有知ナルベキニ付

並ニ

廿五日ハ柏林ニ於テ日本、獨逸、伊太利、

滿洲國、ハンガリア及びスペインノ六國

スベキ

其全部其右條約案ニ調印スルヲ決セリ

獨逸ハ露國ト交戦中ナルモ、コノ調

印ノ宣傳的効果ヲ付キ考^{ハシ}ルモト思ハル。

然レ乍ラ、^{諸般ノ} ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、} 本件ヲ
此^ハ ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、} 此^ハ ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、}

事項ヲ慎重ニ取扱ハントスルモノナリ。

貴官ハ我々が日米關係ヲ有シ考慮スベキコト

ハ、貴官ニ於テモ、^{右此貴官} ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、} 此^ハ ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、}

ハ、^此 ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、} 此^ハ ~~事~~ ^{事情ヲ考慮シテ、}

Chikyū KURISHITA
No. 17
東京 宛
My J. Kurogane

ワシントン 宛

一九二一年 / 昭和十六年 / 十月二十二日

紫色
CA (至急)

第八一二号

西大使へ

往
批電第七三六号 (註2) 中ニ指定ヤリ
期の変更

ソ考慮スルニトシ、甚カク困難ナリ
ナルガ、
貴方ニ於テモ切角也
即承知ノ
努力中

承知シテ居ル。帝内政府ハ改定方針ヲ
堅
保持シ

我
方希望ノ解決ヲ到達スルニ凡ソ努力力ヲ惜マズ、
招来ニ

最善ノ案ニシテ居ル。我々是非トモ
国交
回復

破局ヲ (詰) 阻止シ度キヲ以テ、
中 詰合
三二日間ニ米例トノ有謀ヲ終了シ得ルナラハ

兼通商所カ二十九日迄 (詰) 調印ヲ
公文交換等ニヨリ 英、サ蘭、兩島ノ
我カニ於テ書翰其レ他ノ交換ニ依リ英國及和

爾了解ニ到達シ得ルナラハ (相像)ニ
餘クアル絶大ナル困難アリタニモ拘ラズ一切ノ手
外ニモ困難ナルモ 万有右ノ途ヲ得ルナラハ、其カ

續完了ヲ見得ルニ就テハ夫 (就テハ)
期迄待ツル取計ヲ以テ (取計ノ意嚮?) 手度ハ此
右 取計ノ上ニ變更ハ 不可能ニシテ、

情勢ハ自動的ニ進展スルノ他ナキニ付、如
後ハ事速ニ成行ニ任セシム此ノ早急カ方中亦亦慮カ

上ニ是進用振出努力相成度シ。本電 是兩大
使限リノ由言ニ迄

註 8. 11 S. 1. S. 第二四七ニ早急ニ
東京ヨリ

諸般

ワシントン宛、雅ノ事情ニ依リテ、協定調印ノ手配

ハ本月二十五日迄ニ完了スルコト絶対ニ必要ナリト

打電ニテ居ル

注水ニ破局

注C. 此ノ期日ハ暗号文ニ後調ノ為ニ繰返サレテ居ル

陸軍ニテモ

~~JD 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31~~

2593 (15)
Item 16

Checked by KURASAWA

Translated by:
WAKABAYASHI, Yoshio

電報

書翰 五九三子一五

第十一号

華盛頓ヨリ東京宛

一九四一年十一月十九日

紫
(Purple)

筆
番 一三六号

愈々緊迫十字路ニ来レル

小浦、日米關係が遂に其ノ危期ニ到

濟

連年時ニアタリ、救國攘民ノ重責任ヲ擔負

廟堂諸公ノ

巾

持

ニ餘クアリ。

フ政府有能者ノ受ケテ其ノ心痛ヲ察スルハ

吾人ノ想像以テ其ノ苦ヲ知ル、今ヤ帝國

道ハ左ノアリ

ガ取テ得ベキ手段ヲ三ツ

(一) 現状ヲ維持スルコト

局面打開ノ爲

(一) 武力進展 現在ノ行詰ヲ

折破スルコト

何トカ工夫ノ上

(三) 相互ノ非侵略的協調ヲ招来スル

不可侵ノ態勢ヲ作ル
或ハ手段ヲ案出スルコト

(二) 彼我ノ戰力準備ノ増大ヲ續行

シ、且大ナル艦隊ヲ出現セシメ一團ヲ以テ將ニ大戦

ニ突入セシムルニ必要ナル接觸ノミガ残サレタリ

状態ヲ謂フガ如ク 換言スルニ此ニ結局、武力

衝突ヲ来スセシムルヲ第一 (二) ト果テレル点ハ唯

差アルノミナルヘシ。 捲キ込マル期間ノ長短ノ一事ヲ以テシ

第三 (三) 現在ノ行詰ヲ打破スル或ハ

ヲ彌縫シ、同時ニ両方努力ヲ平和ノ間ニ、
臨時ノ協調ヲ發見スルト同時ニ吾人ノ好カク

「来ん平和ノモト」
我が目的ヲ達成スル

ニアリ。

謂フカ

昨日

小官日電報

正ニ其ノ積リナリ。

ヲノ意味ヲ致シタガカル

政府ノ感ハ不

満程

採

ニ餘クアルモ、本使ノ見ハ

愉快ハ小官ヲ推察以テモガカル、シカレ小官

所ニテハ、

ニ引續キ支那至變

鬼界

滿洲事變ノ直後四年間

ヲ越工、国力疲弊

事變マシ、我が精カク消耗シ盡シタル會ハ

長期ノ大戦ヲ敢テスルハ決シテ時機ヲ得タルモノ

大規模ナル長期計畫戰ニ猪入スル機會ニ

此際

共存共榮ノ精神

アラス。

小官

「共存共榮」ノ精神

ヲ以テ、一時ノ

(トルス)

策スルハ、更ニ

余ヲ臨時「休戦」ヲ締結スル事ヲ

他日雄飛ノ前提ナリト思フス。

尙復來ルハキ、ヨリ重大ナル企圖ノ序由ヲ示シタル

コトガ良策ナリト思フス

昨電追補トシテ、早見具申ス。

小官ハカレ小官ノ弊見ヲ存直ニ貴官

**

耕

セントスル

ニ披瀝シテ昨日ノ小官ノ通牒ヲ補足セントスルナリ。
~~(總理ノ末尾ニ付傳達ナリ)~~

註

尹一三六

号

番ノ小官ノ通牒ノ末項

ニ付

上記ノ旨ヲ大臣

(首相カ)

ニ

傳ヘラレタシト追加セラレンコトヲ

(F) ~~海軍翻譯 四十年十一月十日~~

註 * JD一、第六五号

~~華盛頓東京第二三八 (JD一、第六七二)~~

号)ニ付本使往電第二三六号ノ末尾ニ

右(總理?)大臣ニ付伝達ヲ乞フ。ト

附加セラレタシトアル。

本報より
第159号
第155号

極密

Checked by
T. W. S. AUSA
checked by Nanyang

東京ヨリ華府へ

一九四一年十月十六日

此系(Ca)(至急)

第一号

閣下自身に報告通に對し
限り傳言を乞ふ

電符

予(註2)挿誦

中辛勞ト

一、私、貴下、一九〇九年の... 讀致... 而... 貴下... 従来

教... 努力... 謝... 確... 深ク... 堪ハル處

斗下タルコト... 信... 然レ... 帝國... 運命... 必茲書

日ノ一總... 望... ニカナル... 切ニ... 層... 奮闘ヲ

願フ

二、貴翰、最後、即ち於貴下... 處、勿論、未

通リ... 而... 私... 其... 既... 取... 大限... 度... 牙

唯往電等 (号(註b))

慮ヲ排シテ之ヲ然レ私ニ七五〇ニホベテタル其基本

政策ハ其冬照下ナルヲ申上ケルニガリキナリ。何卒

眞意ハ中波ニ取リノ程ヲ乞フ。

某意味ニ事柄ヲ實現スル様ニ其努力ヲ下サレ。

貴見ニ依テ戦争趨勢ヲ待視シ隱忍スルニ非ズ

自制スルニトハ諸般ノ事情ヲ

リリス。然レ私遺憾ナガラ事態ハ斯ルニホトナ

ニシテハ、往電ニ對シ

不可能トモ慮ハト申サレハ得マセシ。私ハ吾ガ

七三六(号(註c))期日迄ニ交渉ノ急速妥結ヲ

必要トスルコトハ絶対ニ変更ヲ許サザルモノナルニ付、

畫ニシテ向後何等ノ変更ハナラセシ。何

右知アリ。從テ餘日ハ極ナリ僅少、

其承認ニ度々。其承認ノ如ク時短シ。何

側 交渉ヲ多岐ニ涉ラシメ、之ヲ要延

非米國ヲシテ其主張ノ本筋ヲ脱離セシメ

ズ、我方提案ヲ基礎トシテ先方ニ迫リ、以テ

其提案協議ヲ是以上延期セシメサル様ニ致サレ

ケレ。吾ガ提案ノ根據ニ對シテ打開ニ彼等ヲ

促進せしめられ度り又即時解決ヲ齎望ス又構ニ果
妥結ニ導キテ

~~下取~~ 努力ヲ致サレテトモ有成就シ。

等 予参照、右ニ於テ 妥結

註且 || J D 十六五五三 野村ニ一般解決ニ因ズル見

解ヲ述マテ居ル。 予ニ部 入手ニ得ズ。

註b. || S I S 西三四三三〇 東郷ニ日本帝國ノ内外ノ情勢ハ

妥結ハ

米心トノ解決ノ到達ハ此以上ノ遲延ヲ許サズト決シ

テ居ル。

註c. || S I S 西三七三三 東郷ニ本了解案、此協約調印ニ對スル

一切準備、今月二十五日マデニ完了スルニトガ絶対ニ

必西女ナル上日述マテ居ル

陸軍 西八七八 J D 一 六六三ハ 秘 弁ニモ里(6)

協力シ、 畢

2593A(13)
Item 14
Chid by KUROSAWA
第一四

華盛頓(野村)ヨリ

東京宛

一九四一年(昭和十六年)十月十日

榮

第百九号

^a

(三ノ第一節)

(省外秘)

(政府暗号)ニ依リ取扱ハルベシ

本電閣下限リノ御意ニ迄申シ進ズ。

本文涉シニフイテハ必勝ヲ確信シ、最後ノ最後

迄奮闘致スベク、其ノ上人事ヲ盡シテ天命ヲ待
フノ心境ナリ。然レ、現下ノ狀勢、左ノ通り
觀測ス。

一、已ニ甲第次報告ノ通り、米國政府ノ太平洋

政策ハ、日本ノ是レ以上ノ南進北進ヲ阻止スルニアリ。

而シテ其ノ掌中ニナル凡ユル経済的武器ヲ以テ、其自
的ヲ達成スントセルモ、今又實際戦争ニ対スル準備ヲ

著々進メ居レリ。

二、即チ、我々ガ北進又ハ南進スル場合ニ対シ、作戰

其他萬般ノ準備ヲナシ、關係国トハ極力協力シ、

彼等ノ信條タル政治的根柢原則ヲ譲リて妥協スル
 位ナラバ、寧ろ戦争ヲ辞マサル覺悟ミテ、今ノトコロ
 失敗ノ刻印ヲ押サレシ數年前ノ「ミュンヘン」會談
 ノ如キコトヲ繰リ返ス意固心アリト思ハレズ。独逸ニ全
 成敗ノ上トスルニ見エタリト認ムラン。ソノ併ノ戰意ハ今
 尚敵存シ、單独講和ノ危險モ薄ラギタル今日、一層
 然ルモノアルベシト思料スラル。

三、米國ハ、餘リニモ親密ナル關係ヲ中國ニ確認シ
 事情許ス限リ、將ニ援助ヲナシフベシ。太平洋安定
 ノ為ニ、中國ヲ犠牲ニシテ、我方ニ厚ク意ヲ寄セシガ如キハ
 米國ノナサザルトコロナレシ。故ニ中國問題ガ太平洋安定
 ノ「スタンプリング」フロク「トナリ」其ノ為ニ、日米國交ノ調節
 亦不可能トナリ得ル治儀ナリ。

註 〆 第三部ハ、^(ニ執テ) S. I. S. 等ニ西八五七年ノヲ参照
 され度シ、三ノ等三部ハ入手ニ得ズ。

華盛頓(野村)ヨリ

東京 宛

一九四二年(昭和十六年)十月十四日

以テ (至多心)

第九〇号 (三ノ部) (一省外秘)

(政府暗号)ニ依リ取扱ハルベシ

四、尚日本政府當局が枢軸と稱ナテ緊密一体トナリソフアリヤ否ヤノ問題カアル。併シ乍ラ、要スルニ形勢如何ニテハ、直ニ背後ヨリ米國ヲ刺ス、姿勢ニアルモノト認メ居ル。最近新聞ハ、漸次枢軸ト緊密一体化ヲ認ムル様ノ書キ振ラナリ。

五、我國が自存自治ノ為南進ヲ敢行スル場合ニハ、當然ノ結論トシテ對英米ノ戰ヲナシ、且ソ解スルニ至ルノ旨多クキモト認メラル。又中立國中、中米諸國ハ、既ニ米國ノ傀儡ナリ、南米ノ中立諸國ハ、其ノ好ムト好マザルトヲ問ハズ、其ノ經濟上ノ存在ヲ米國ニ依存シアリ、米國ニ有利ナル中立ヲ保フニ至ルベシ。

六、此ノ戰爭ハ長期トナルコトハ必然ノ勢カニシテ、一局部ノ成敗ハ、サホト大問題ニ非ズ、最後ニテ踏張り

得タルモガ勝者タルコトモ略々豫想スルニ難カラス。

七、米國ハ一歩々々大西洋ニ深入リシツラブルガ如キ
モ、該方面ハ要スルニコングカイニ関聯スル作戰ニ止マリ、
今日ノ形勢ニテハ、尙時ニテ又主力ヲ太平洋ニ集中
シ得ヘシ。

註ニ 第三部入手ニ得ズ

2593 D(13)

Mem 13

青島要約
第二五九三号

D-112

第十三五号

Checked by K. KUROSAWA.
Translated by T. KAWAI

秘

東京宛

香港着宛

昭和十六年十一月十四日

此系

回(三一九号)

(政府暗号ニテ取扱ノコト)
(省外極秘)

帝國

日本政府ハ、日米交渉ヨリ大ナル成果ヲ希

望スト雖モ、將來ニ対シ樂觀ヲ許サス。交渉

決裂セシカ、帝國ノ陥ルヤキ國際情勢ハ一ツノ

恐ルヤキ危機タルヲシ。コレニ伴ヒ、帝國ノ外交

中國

方針ハ、内閣ニテ決定セル通り、東那ニ壞スル

限リ、次ノ如シ。

中國ニ
支那ナル英米ノカラ

ハ、我等ハ、在東亞米軍ヲ完全ニ撃破

破壊碎

セントス。

中国ニ在

口、我等ハ總々ニ敵組界及敵ノ重要橋益

(関税及礦物等)ヲ接收セントス。

ハ、我等ハ必要ノ際ハ、^{中国一府} 内蒙政權ト連

繋アルトモ、敵国所有ノ所有^全檢査ヲ接收

セントス。

^{中国} 東那ニ於テ右ノ所置實施ニ當リテハ、能ク限り、

我等ハ我が^{精兵}老練ナル軍隊ノ消耗ヲ避ケントス。斯

クシテ、長期計画ノ世界戦争ニ対処セン。右ハ

總力戦ニ對スル我が準備軍及我が將來ノ軍事力減退^ハ我々ハ之ヲ全極東地域ヨリ増強セント決定セリ。^ハ事アルハ帝國ノ全基本方針トナレリ。サレバ、我が人的

及物的負擔輕減ノ好ミキニ鑑ミ、我々ハ能ク

限リ兵額増大ニ於ケル^{中国}東那要人ノ活躍ヲ

奨励セトス。

日韓ハ協カシテ、軍事基地ヲ接收

セトス。斯ノ如ク至ル所ニ作戰シ、我等ハ全極東

ニ平和ヲ實現セトス。

同時ニ、物資(特ニ非占領

地又ヨリ)ノ獲得ヲ重視ス。コレヲナスノ爲ニ、

閣僚全員ハ、必要ニ鑑ミ、目下實施中ノ諸

制限ヲ相支緩和スルニトニ一致セリ(上記ノ決定

ヲ齎シタル危局ヲ充分法ヲ解シ、且ハ、右實施

ニ先テ貴官ハ本国ヨリ、訓令ヲ待タルヤシ)。

右ニ關連シ、我等ハ凍結令ノ先例ヲ有ス。

我等ハ貴官ノミノ參考者マデニコノ電報ヲ發ス。

ルモノナリ。右決定並ニ貴官ニ傳達アリシコトハ

極秘ニセラレタリ。

本電報ハ「^{*}ナンシー」^{*}「^{*}ホクダイ」上海、天津、忻口、

漢口、廣東及香港ニ宛ツ。^{*}「^{*}ホクダイ」ハ

張家口及太原へ傳送スルニ。主月島ハ^{*}濟

南へ傳送スルニ。廣東ハ厦門ニ傳送スルニ。

*印 假名書

2543 D (11) 13

書類
三五九三号 D-11

第十二番

東京發 華府宛

(昭和十六年)

一九四一年 十一月十一日

(此系)

六七六四号

(自三部)

三完結

他用ヲ以テ表訪際

一 十一日 英國大使ハ他 或ハ用件ニテ

余ヲ訪問 際 會日 談ヲ 議題ニ 書及レテ 出シ

往電

御用過日ノ余ノ談話 (余ノヤヤカニ 六七三三号カ)

ニ内容 若照 本國政府ニ 通告セル處ニ對シ

同政府ハ 該記趣 七日ノ 回答ヲ 爲シ 通

知リタリ。 彼 申 4日

英國政府ハ 現在 術ハ 會日 談ニ 詳

細ヲ 承知 シテ 居ル。 其 成功ハ 英國及ビ

S. ISHIKAWA
Ch'd by
KUROSAWA

日本
利益ナルニヨリ之ヲ執シ治ス
利権關係ノアル所ト思ハルル故

不問政府ハ夫レノ成功ヲ執ルニ庶幾スルモノモ

多シトモ 討 基礎ガ以テ成
併シテモ 論議ノ根本先ヅ確

立セザレバ進テ交渉ニ入ルノ必要ヲ認メズ
テ定メラレテハ本會談ヲ進メ、詳細ニ就

協議ノ入ルノ必要ナカクモヤ

英國政府ハ根本原則ニ関スル論議ハ

米 三委ネシ差支ナシトモ一見テサレ併
ニシテ其會衆ニ政府ノ上ニ作セ得レト見テサレ併

尤モ現案ノ交渉ノ可能トナラハ、米 政府
上、真ノ會談ガ始マレバ、直ニ其會衆國ハ協

直ニ英國政府ト
定テ據リ、大英帝國トカ義ヲ行カサレカレ

居ルニ付、際ハ、日米政府ト共ニ協定スル
故、其ノ時期到來セバ、會談ハ合衆ニ及

日本ト共ニ連合ニ行ハレルベカラウ。

依テ

二、入米ハ峯ト米日米間ニ^討議^中諸

問題中ニハ英米必ニ^深甚^ル影^響細^音ヲ及

事項アルヲ以テ^合意^ハ不^レ若^ク一^ノ局面カカシ^ト述^ベル^ハ日米間^ニ協^定ヲ

成立^ル場合^ハ日本ハ同時ニ英米^ニ協^定ヲ^望ミ

可^ク、^兩合^意ヲ^望ム^ル事^ハ某^ノ一^ノ協^定ト^シテ^ハ同時ニ

調^印ヲ^得ル^様ヲ^諸般^ノ年^終結^ノ取^極メ^テ度^キ意^嚮ヲ

ニシテ、右^ノ軍^ニ必要^{ナル}ニ^鑑ミ、

其^レヲ^スル^ハ必要^{ナル}事^トモ^思フ

鑑^ミ、我^レハ^既ニ^合衆^ニ對^シ右^ノ様^ノ取^計方

希^シ望^スニ^置キ^テト^スル^ハ其^ノ提^案ヲ^同約^定

ニ^與ス^ルハ^リト^スル^ハ請^求ス^ルハ^以其^ノ如^ク私^ニ英^國大

使^ニ述^スル^ハ固^ク答^シ置^キテ^ス

英國大使ハ^日米^交渉^ノ進^捗程^度ハ^日本^問題^ノ諸^君

日米交渉ノ進捗程度ハ